

社会福祉施設等の設備及び運営基準に関する パブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施に至る経緯

地域主権改革の推進を目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる一括法）」が成立し、社会福祉施設等の基準を定めた、児童福祉法を始めとする各種法律が改正されたことにより、これまで政省令で定められてきた社会福祉施設等の設備及び運営等に関する基準を、都道府県の条例で規定することとなった。

（平成 25 年 3 月 31 日までに制定）

この条例の制定にあたり、愛知県独自の基準として検討している項目等について県民から幅広く意見を伺うために、パブリックコメントを実施した。

2 実施期間

平成 24 年 8 月 14 日（火）～平成 24 年 9 月 13 日（木）31 日間

3 パブリックコメントを実施した基準

- 愛知県児童福祉施設の基準
- 愛知県養護老人ホーム等の基準
- 愛知県介護サービス事業等の基準
- 愛知県指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設等の基準
- 愛知県指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設の基準
- 生活保護法に基づく保護施設の基準
- 婦人保護施設の基準

4 基準の概要

本県の独自基準（案）としては以下のとおり。その他の基準については、厚生労働省令と同じ基準を条例に定める予定。

(1) 愛知県児童福祉施設の基準

● 「保育所における乳児室の居室面積」の拡大

乳児又は2歳未満児一人当たり1.65㎡以上を3.3㎡以上に拡大する。

● 「認定こども園である保育所の職員配置」の充実

3歳児、4歳児以上の短時間利用児35人につき職員1人を、30人につき職員1人に充実させる。

※短時間利用：1日4時間程度

(2) 愛知県養護老人ホーム等の基準、愛知県介護サービス事業等の基準

● 「特別養護老人ホームの居室定員」の要件の緩和

「定員1人 ただし、入所者へのサービス提供上、必要と認められる場合は2人とすることが可」との要件を、「定員1人 ただし、地域の実情に応じて必要があると認められる場合は2人以上4人以下とすることが可」に緩和する。

● 「記録の保存」の拡充

【養護老人ホーム、軽費老人ホーム等】

利用者のサービス提供に関する記録の保存年限について完結の日から2年を5年に延長する。

【指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス等】

5年保存すべき記録に報酬（介護報酬）に関する記録を追加する。

(3) 愛知県指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設等の基準、愛知県指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設の基準

● 「記録の保存」の拡充

【指定障害児入所施設、指定障害福祉サービス等】

5年保存すべき記録に報酬（障害児通所給付費、自立支援給付費等）に関する記録を追加する。

(4) 全ての基準

● 「非常災害対策」の拡充

【全ての社会福祉施設（訪問系サービスを除く）】

- ・ 「非常災害」について、「大規模な地震や風水害等」の場合を例示する。
- ・ 児童福祉施設（屋外の児童厚生施設を除く）は、具体的計画の策定と定期的な訓練の実施を努力義務から義務規定とする。（児童福祉施設以外で当該基準を定める施設等においては省令で既に義務規定となっている。）
- ・ 事前に、非常災害に対する市町村、他の社会福祉施設等との相互支援・協力体制を整備するよう努めるものとする。

5 パブリックコメントの結果

次のとおり。